

J.ハーバーマスの「再構成」論

～「事実性」と「妥当」を機軸に～

林 美 輝

On Habermas's "Reconstruction"

Miki HAYASHI

はじめに

J.ハーバーマスの理論はその核心において、私たちがこれまで知ることのなかった、新しい道徳性の原理や、何か現代社会の諸問題の解決策のようなものを提示するものであろうか？

このことを考える時に、参考になるのは次のようなエピソードかもしれない。

カントが『人倫の形而上学の基礎づけ』を著したのちに、ある批評家は、この書物の中にはなんら新しい道徳性の原則は書かれておらず、その方式が新しいにすぎない、とコメントした。それに対して、カントは、この批評家のコメントは、この批評家自身が思っている以上に、カントの真意をついているとした。いわく「そもそもだれが、道徳性の原則をまるごと新しく導入し、あたかも彼以前に世間は義務が何であるか何ひとつ知るところがなく、ないしはまるきり間違っていたかのように道徳性をいわば最初に発見しようなどと思うことがあるだろうか」と¹。

価値相対主義が学問だけではなく、日常生活をも支配して行く時代にあって、普遍語用論（のちに形式語用論と呼ぶようになったのだが）、倫理、道徳を、前面に押し出して論じているハーバーマスの議論は、なにやら怪しげなものに思われるかもしれない。そして、対話や全員の合意ということを前面に押し出しているかのようなこの理論に対しては、全員の合意などありえない、あるいは——次の点については本論で再検討を試みるが——語る能力がない人はどうなるのか、等々と批判されている。

このような批判が生じるのは何故か？ 私見によれば、それは、そもそも「批判理論」としての、彼の理論がどのような方法を取り、またどのような目的を持つものなのか、という点についての誤解に由来している。

本論で見ると、ハーバーマスの理論は、理想的な合意が現実存在しうるとしているわけでもないし、ましてや語る能力がないとされる人のことは考慮に入れない、と説明しているわけでは決してない。合意に関しては、むしろ、彼の理論は我々がある要求に対して、合意しないことができるということのもつ理論的意義をも前面に押し出しており、そのことを理論的な核心に置いているとも言える。

今日、学問に対するいわゆるアカウンタビリティ（説明責任）がますます求められている。

けれども、相互連絡の閉ざされた、過度な専門分化の進展により、「批判理論」としてのコミュニケーション行為の理論が、そもそも一体、どのような理論的な特性を持つ理論なのか、「何を」「どのような方法で」明らかにし、「批判」するのか、という批判理論の核心とも言える点が時として見失われている印象を拭えない。各論者が、それぞれの学問分野においてそれぞれ必要な箇所をハーバーマスの理論から受容し、私たちの社会や規範的諸問題に関する考察への参考とすることは、もちろんそれぞれの観点からは有益であるが、上記の批判理論のいわば核心に関する考察もそれらと並んで、私たちの社会を考える上で重要であると言えよう。

そこで、本論が着目するのは「再構成」および、その際の導きの糸となる「事実性」と「妥当」という概念である。主として彼の『事実性と妥当 (Faktizität und Geltung)』(1992年)を取り上げて、「再構成」の手法を取る「討議理論」および、「再構成」的な手法をとる社会学の関係を、「事実性」と「妥当」を導きの糸として検討して行きたい。このような方法をとることによって、ハーバーマスの理論がどうして「批判理論」なのか、また、それが私たちの生活にいかに関わるのか、それらの点を検討してゆきたい。なお、以下で言う「再構成」という言葉の意味は、一般に使われている意味よりもかなり限定された意味で使われているので注意が必要である。

第1節 再構成とコミュニケーション行為

ハーバーマスは、「反省 (Reflexion)」を、二つの形態に区別して説明している。「自己反省 (Selbstreflexion)」と「再構成 (Rekonstruktion)」がそれである²。

「自己反省」の方法をとる学問には、例えばフロイトの精神分析学などが想定されている³。ハーバーマスによれば、精神分析において、抑圧の生じた自己形成過程をふりかえることによって、イデオロギー的に規定されてきた現在の問題を見直すのである。

これに対して、「再構成」の方法をとる学問には、論理学、認識論、科学論、言語学、言語学などが想定されている。再構成に関わるこれらの分野すべてに共通している点は、「シボルの発言や表現の算出や評価の基礎にある規則体系に関する前=理論的な知や、そうした規則体系の直観的活用能力を明らかにする目的」を持つ点である⁴。

ハーバーマスの理論は、多様に解釈可能な私たちの日常生活における、ごく一部の行為の側面であるが、社会生活にとっては中心的とも言える側面を中心に構成されている。行為者が、自分の行為の目標と他者の行為の目標を、暴力などのサンクションを通じてではなく、相互の了解を通じて調整しようとする行為が、コミュニケーション行為である⁵。

そして、このように了解を通じて行為を調整しようとする者が持っている直観的な能力、または、(理論家によって明らかにされる前からすでに人が依拠している知、すなわち) そのノウハウを、規則的な体系として、多くの科学と同じく「仮説」的に再構成するのが「形式語用論」の課題である。そのような規則の再構成によって、形式語用論は、「理性」というものが、語り行為する能力がある者の間で行われる、了解を通じた行為の調整の中ですでに活用されていることを確証するものである。

このような形式語用論による作業は、日常言語に見られるごくふつうの文法の規則を例にす

れば、分かりやすいかもしれない。言語能力のある者は、ごくふつうの文法の規則を勉強する前から、言語使用のノウハウをすでに身につけており、ある程度文法にかなった言語使用をなしとげている。文法理論は、彼らの言語使用の中に働く規則を明らかにしている。ただし、形式語用論が再構成する規則は、チョムスキーの普遍文法の議論と同様に、個々の言語にある文法の規則よりももっと通文化的な水準で働く規則である。

形式語用論の観点から着目した場合、我々がコミュニケーション行為を通じて行為を調整しようとする場合には、ある種の理想化された想定がなされているはずである。

まず参加者はお互いが責任能力があるものであると理想化し、そして自分たちが要求する妥当性に従うように行為を志向させることができると理想化している。すなわち、発言者は①正当性要求、②真理性要求、③誠実性要求という、いつもすでに暗黙に掲げられた基準に照らし合わせて、自分たちの行為が調整できるという想定がなされている。

さらに、なんらかの妥当性を要求する際に、聞き手が「はい」・「いいえ」という態度決定の権限をもつ——いわば自律した——存在である、ということはコミュニケーション行為において決定的に重要である⁷。

「自律」した行為者とみなされる相手に妥当性に関する承認を、暴力や威圧等に頼らずに求めたり特定の行為を促しうするためには、より合理的な根拠、すなわち、目の前にいる相手だけでなく、その場にいない、より多くの他者にも受け入れられるはずだという、普遍性の高い根拠に基づくという「理想化」がなければ困難となる。ところが、主張される妥当性が効力を持つためには、事実上、今・ここで目の前の相手に対して要求されるという意味で、情報量や能力的、時間的・空間的にも限定されたものであり、仮に目の前の相手に受け入れられたとしても、目の前にいない他者による論駁の危険性にも曝されており、また目の前の他者によっても、未来には否定される危険性に曝されている。このような形で、理想化の契機が事実的な了解過程に根付いている⁸。

受け入れられる妥当性というものが、かなり限定づけられているということは、コミュニケーション行為の反省的形態、すなわち、行為の連鎖を断ち切り、要求された妥当性そのものを真摯に吟味する「討議」にも当てはまる。討議に関して予定調和的な合意が可能だと解釈されがちなハーバーマスの理論ではあるが、このことはかなり昔から考慮に入れられている。

討議の参加者は、討議というものが、「しだいに減少させられる動機や行為の強制からは一度として決定的に『純化』されることのないことを知っている。われわれは純化された発話を想定せずには討議を進められないし、またその一方で、『汚染された』発話に甘んじてなければならないのである」⁹。

以上のように、我々が、他者に対して真摯に要求する事実言明や規範的な「妥当性 (Gültigkeit)」というものは、厳密には、常に上のように特定の状況にコンテキストづけられたものであり、せいぜい今この「我々に証明される妥当 (Geltung, die sich für uns erweist)」でしかない¹⁰。

「ここにある『現実』と、「どこかにある『理想』」というような関係ではなく、現実の討議およびコミュニケーション行為そのものの中で、理想化された契機が組み込まれ形で運用さ

れている関係のことを、ハーバーマスは「事実性」と「妥当」の緊張関係と呼ぶ。

事実性と妥当の緊張が、我々の日常的なコミュニケーション行為の中で常に存在しているとしても、我々の日常の相互行為においては、それほど理想化された想定が、事実性によって裏切り続けられてばかりいる訳ではない。もしそうならば、最初から了解を通じて行為するようなことは放棄され、社会は戦略的行為のアリーナと化し、規範の妥当性を通じた社会の統合、すなわち「社会統合」を想像することなどは不可能となり、社会は無秩序になっていることであろう。このように、仮に実際には満たされない想定であっても、実際には依拠せざるをえない理想化された想定のことを、ハーバーマスは「抗事実的」な想定という¹¹。

理性的な行為調整のメカニズムは、現実にはしばしば裏切られつつも、私たちの日常に埋め込まれている¹²。そして、再構成の方法は、事実性の中でうごめく理想化の枠組みを明らかにするものである。

「再構成的な理解が必要なのは、次のことを明らかにするためである。すなわち、永遠に危機に曝されている抗事実的想定とともに働いている、これほどに不安定な共同の状況下で、そもそもいかにして社会統合が達成されるのか、ということ明らかにするためである」¹³。

次に理想化された社会統合の核にあると言える、討議理論を検討し、さらに続く節では、それがどのように現実社会と関わるかを検討しよう。

第2節 再構成と討議理論

ハーバーマスの「討議倫理学 (Diskursethik)」は、より厳密には「道德の討議理論 (Diskurstheorie der Moral)」¹⁴と呼ばれるべきものであった。

特定の文化的共同体で共有されている価値というにふさわしい「倫理」と、特定の文化的価値をかぎりなく前提としないことを志向する「道德」を区別した上で、「道德」の優位性を説くのが「討議倫理」学だというのは実際のところ用語法上、かなり注意が必要である。

討議理論は、何らかの実質的な価値体系を、我々の行為の「外部」から、新しい道德性として我々に提示するのではない。これは本論の「はじめに」のところで見た、カントの道德に関する「超越論的」な説明体系を、「再構成」という説明体系へと批判的に継承しているものである¹⁵。

「道德理論には、われわれの道德的直観の普遍的核心を解明するとともに価値懷疑主義を論駁することを期待することができ、また、その能力があると考えられます。だがそれを越えると、道德理論は自らの実質的寄与を断念せざるをえません。……(中略)……道德哲学者は、道德的真理に至る特権的な通路を持ってはおりません」¹⁶。

したがって、ここで哲学者がとるパースペクティブというものは、再構成を行う哲学者のパースペクティブをとっていても、参加者のそれと重なり合うものでなければならない。「手続主義」をその最大の特徴とする討議理論¹⁷は、規範に関係する当事者の承認という「手続」以外には、なんら特権的な立場の余地を残していない。

中でも行為規範一般ではなく、「道德」に関する規範の妥当性のみに当てはまる論議の規則¹⁸を再構成¹⁹したものが、普遍化原則 (U) である。宗教や伝統をはじめあらゆる行為規範

を前提にせず、普遍的に規範が妥当するとはいかなる条件の下で可能であるかを再構成しようとする試みである。

普遍化原則（U）：「規範が妥当するのはまさしく次のような場合である。各人の利害関心状況と価値志向にとって、その規範の一般的な遵守から予想的に生じる、予想上の結果と副作用を、すべての当事者が共通して強制なしに受け入れることができるような場合がそれである」²⁰。

これに対して、「道徳」的な行為規範だけでなく、もっと広範囲な「行為規範が不偏不党に根拠づけられる見地」²¹ 再構成したものが、討議原則（D）である。

討議原則（D）：「関係する可能性のある当事者すべてが、参加者として実践的討議において承認する行為規範のみが、妥当する」²²。

討議倫理学を構想し始めた頃のハーバーマスは、（D）を道徳理論の中心に据え、これを道徳の原則であるとしていた。「Dこそは、哲学者が道徳理論家たる資格において根拠づけんと試みてきた当の目標であった」²³、と。しかしながら、比較的近年では、道徳的な行為規範だけでなく、妥協という現象も含め、例えば効果的な税収の問題といったいわば政策技術的な問題について議論される政治的な法など、あらゆる行為規範が、妥当するとはいかなる条件の下で可能なのか、という点についても当てはまると再定義されている。そして、これを制度化された法の側面に特化した原則が民主主義原則であり²⁴、それに対応する形で「権利の体系」も再構成される²⁵。民主主義原則とは次のように言い表されている。

民主主義原則：「次のような法令だけが正統な妥当を要求することができる。法に関係するあらゆる者が、討議による法制定過程——これはこれで法によって構成される——に際して、承認できるような法令がそれである」²⁶。

実際、政治的な問題は、複雑なものであり、道徳的要素だけで討議されることはきわめて稀なことである。政治的な行為調整の規範としての法は、次の三つの観点を含んでいる²⁷。

- ① 道徳的（moralisch）な問題——（U）の問題。
- ② 倫理的（ethisch）な問題——文化的価値や集合的（または個人的）アイデンティティを考える問題。
- ③ 実用的（pragmatisch）な問題——目的合理的な観点から、効果・効率を考える問題。

これらは「分析的」²⁸ な問題区分であり、現実の法にはそれぞれの問題が入り組んでいる。例えば臓器移植に関連した法案を考えてみよう。これには、①の道徳的な問題以外にも、例えば、②では宗教・文化的な問題、③では例えば医療技術的な問題が入り組んでいる。

そして、法には、行為への強制的な側面が存在するので、社会秩序の問題を考える際にもメリットがある。そもそも、仮になんらかの道徳規範が妥当するということが相互に認識されただけで、我々の行為への「動機」づけは「弱い」ものであり、そのような動機づけの保証を見いだすのは困難である²⁹。

（D）をはじめとする三つの原則に関しても注意が必要である。再構成されたこれらの原則というものは、私たちが合意を通じて行為調整をしようとする時にのみ依拠している直観を、仮説的な規則として言い表したものでしかなく、具体的な規範そのものにはならず、現実

はほとんどありえないにもかかわらず、我々がすでに依拠している「抗事実的」な想定である。

したがって、次のようにしばしば見られるような批判がしばしばなされているが、これはこの点を軽視した誤解に立脚している。(D)を中心に考えてみよう。

いわく、(D)でいうところの「当事者」といっても、語る能力がない乳幼児をはじめとして討議に参加できない人はどうなるのか。「未来の世代の人間」は明らかに「関係する当事者」であるはずなのに参加できないではないか。また動植物も当事者であるが参加できないがゆえに排除されてしまっている等³⁰。

(D)の想定の存在は、むしろこのように(D)を批判する文脈でこそ理解しやすくなる。(D)は所詮、形式語用論的に解明されているだけのものでしかない³¹。例えば、乳幼児や「未来の世代の人間」、動植物にも配慮した(または配慮できないものとして、配慮を断念した)具体的な規範を作成するのは、結局のところは語る能力がある人間でしかない。我々が勝手に乳幼児の立場に立ってある規範が「正しい」かどうかは判断できない。あくまで、より多くの討議参加者の中で最も「正しい」だろうと思うものを決定する以外には方法がなく、あらゆる現実の討議は常に次善の策である。そのような個別で、具体的な規範を根拠づける参加者の想定、提案された具体的な規範の妥当性の判断の際に依拠している——抗事実的な——規則を「再構成」しているのが(D)である。

理論的な検討に限定した場合には、「再構成」は、下の引用に見るように「記述」が目的であり、したがって、この次元では(仮説的に提示された)記述命題または、事実言明として検討されることを意味している。このことは、しっかりと確認しておかなければならない。ハーバーマスによれば、このように理論がストレートに当為的な概念にはつながらないところに、彼のコミュニケーション理性と伝統的な実践理性との違いがある。彼はヘーゲルに至るまでの近代の古典的な思想においては、実践理性と社会的実践があまりにも性急な関連を持ちすぎている、と考えているのである。この文脈で、再構成の方法について次のように言う。

「しかしながら、言語的なメディアへと移され、そして道徳的なものに対する独占的な結びつきから解除された理性の概念〔すなわちコミュニケーション理性の概念〕は、理論を作り出す際にそれら〔近代の古典的な思想〕とは異なった位置を占める。すなわち、それ〔コミュニケーション理性の概念〕は、存在している能力と意識の構造を、記述する目的で再構成することに役立つことができる³²。

(D)は、我々が「遂行的態度」、すなわち、了解を通じて相互の行為を調整しようとする態度に見られるノウハウを再構成しただけでしかない。「遂行的態度」をとって、相互に了解を通じた行為調整を行おうとする限り、我々はこれに逆らえない。

「議論の参加者は、規範の当為妥当の意味を遂行的態度において真摯に受け止め、規範を真摯に受け止め、社会的事実として、すなわち世界に単に現存するだけの何かとして客観化するようなことがないならば、これ〔討議原則〕を拒否することができないからである」³³。

けれども、逆に言えば、(D)は、お互いの行為の調整を規範に関する了解を通じて行おうとはせず、物事を突き放して見る態度、すなわち、「客観化的態度」のみをとる者にとっては、単に書かれた「規則」でしかない。

先に挙げた文法を例にとって確認しよう。そもそも相互の了解を通じて行為調整しようとしていない者にとっては、(D)でさえ書かれた文字・存在でしかない。つまり、文法上の規則の検証と同様に、(D)の検証そのものが、(D)そのものを我々が運用す「べき」、ということを経たストレートには意味しない³⁴。(D)に存在するのは——いわば文法上の規則への必然性と同じ程度の——「弱い超越論的必然性」³⁵でしかない。人が相互了解を求めることを放棄すれば、論理的な規則や文法的な規則に抗えるのと同じ程度に、再構成された(D)に抗うことが可能である。

古来、理性と言われたものが、このような了解を通じた相互行為の中にある手続的な規則としての原則として確証されている。けれども、このようにして再構成的に導き出された手続的な原則は、本当に現実の社会で活用されているのだろうか。

第3節 再構成的な手法をとる社会学～二つのパースペクティブ

そもそも現実の全体社会は、規範的に統合されているだけでなく、私的利害が絡み合う形で機能的にも統合されている。したがって、前節のような哲学者、または法に限定した場合には法理論家のパースペクティブに基づく再構成を通じて、全体社会が、正統な手続を経た法によってのみ統合がなされている、というヴィジョンだけでは、社会的にナイーブすぎる、とハーバーマスは考える。

哲学および法学の分野で影響力がある思想で、ハーバーマスがこのような例として念頭に置いているのは、J. ロールズ思想である。すなわち、ハーバーマスによれば、ロールズは、法の正統性の側面に専念し、結論的には強制法という法の側面を軽視しており、その点で法のもつ「(事実性と妥当の) 内的緊張」³⁶を把握しておらず、さらには、法の持つ正統性の側面と、利益団体がうごめき相互に絡み合い、個々人の思い通りには統御することができない現代社会との対立——これを、事実性と妥当の「外的緊張」という——といった問題が、市民社会の政治文化の問題へと還元されてしまう³⁷。

他方で、権力に関する今日の社会学のパースペクティブでは、行為論の水準であろうとも、ルーマンに見られるようなシステム論の水準でもであろうとも、機能的に統合される現代社会を最も整合的に説明するのに有望な展望を開くものの、法の規範的妥当の側面をないがしろにし、社会統合の問題を「社会的権力」、いわば社会勢力の問題へと還元してしまう³⁸。

そこで、ハーバーマスは、一方で前節で見たような哲学者または法理論家のパースペクティブに基づく「規範的自己理解」を取り入れ、他方で社会学者のパースペクティブに基づく複雑な社会の「事実性」を分析するための分析枠組みを取り入れた、複眼的な、民主主義の「再構成的な手法をとる社会学」のアプローチをとる。

その目的は、再構成的に理解され、手続化された理性が、どのように複雑な社会で活用されているのか、「社会的な翻訳」を通じて、確証し、批判の基準³⁹とすることにある。

「それゆえ再構成の手法をとる民主主義の社会学は、政治的な実践が、どれだけ歪められていたとしても、その実践の中に、『存在する理性』がすでに具現化されている小さな部分、または断片を特定化できるように、その根本的概念を選択しなければならない」⁴⁰。

そして、このような理性の断片を、複眼的なパースペクティブから特定化するためには、我々は生活世界の概念に行き着く。すなわち、第1節に見たような、コミュニケーション行為における「いいえ」という返答の可能性は、行為調整の「不確実な」地盤の立脚を示唆している。もしも、行為調整のあらゆる局面が真摯な討議を通じた合意にのみにゆだねられてしまうならば、「いいえ」という不同意のリスクは膨大なものとなり、社会統合の生成を想像することは不可能であろう。実際の行為調整においては、このような「いいえ」の返答は、生活世界の背景的知識、または背景的な合意によって、いくぶん阻止されている¹¹。

ただしこの背景的な知識は、実際上の討議のような「合意」によって獲得されたものではない。子どもが他者との相互行為を通じて成長して行く過程で、先行している世代の間で妥当している知識・規範を受け入れ、自らの行為に際して準拠してきたものである¹²。このようにしてストックされた知識というものが、私たちの生活世界において背景的な知識として存立していることによって、明確化・意識化されることがないまま、日常における複数の人間による行為の調整において、一つひとつの事柄に関して議論せずにスムーズな行為調整を行うことを可能にしている。

つまりこれらの知識は、議論でテーマ化されずに済んでおり、理想化とそれを裏切る現実の矛盾を表面化させることがなく、その意味で、第1節で見たコミュニケーション行為そのものの中にある事実性と妥当の緊張関係を「独特の様態でなすこと」¹³をその特徴の一つとしている。そして、このようなメカニズムによって、不同意という「不確実性」を生み出す経験に対して、背景知には免疫性が与えられている。

ところが、例えば、歴史上の長期的なスパンにおいても、また、私たちも日々経験しているように、宗教や形而上学的な枠組みが保証してきた世界観が脱魔術化され、生活様式が多様化してゆくにつれて、かつてはもっと広く共有されてきた生活世界の背景的知識、または背景的な合意は縮小して行かざるを得なくなる¹⁴。その結果、社会統合はこれらの保証がない状態で、道徳、法に関する規範的な合意に依存しなくならなくなる。

そこで、複雑化して行く近代社会においては、行為調整は、一方では成文化された法というメディアに頼らなくならなくなる。他方では、言語メディアにかわる、制御メディアとしての「貨幣」と「権力」への依存がますます高まってゆくが、「貨幣」や「権力」というメディアは同時に法によって制度化されている。

そもそも「貨幣」と「権力」というメディアは、行為調整における了解を、目的合理的な計算可能な価値量へとコード化して行くことが可能である¹⁵。目的合理的なコードによる行為調整、つまり成果志向的な行為調整は、言語による合意形成を必要としないため、そのような合意が形成される生活世界の規範的なコンテクストも必要とされなくなる¹⁶。近代社会に入り、ますます増大してくるコミュニケーション行為への負担を、このように目的合理的な形で回避するために制度化された「貨幣」、「権力」のメディアは、時間的・空間的に複合的なネットワークを形成している¹⁷。行為者がもはやその網を見渡したり思い通りに変更したり、自らの行為の帰結に責任を負うことがますます困難になる形で、全体社会は統合されている。全体社会のこのような機能的な統合のことを、ハーバーマスは「システム統合」という¹⁸。このようなシ

システムとして、代表的なものが近代的な市場システムや行政システムである。

ところが、そもそも、このような「貨幣」や「権力」というメディアを制御する法は、社会の成員にとっては、正統な秩序形成のためのメディアでもある。社会学的に見るならば、生活世界は、①「文化」(知のストック)、②「社会」^{ゲゼルシャフト}(正統な秩序)、③「人格」という三要素から把握可能である。そして、これらは、①文化の再生産、②社会統合、③(子どもの)社会化の働きを担っているが、法は特に正統な秩序の形成に寄与している。その正統なる法は、了解を通じて行為調整を行おうとする市民、参加者のパースペクティブからすれば、手続化された理性、すなわち民主主義原則にかなうものだからこそ存立している。

このような形で法は、一方では生活世界の「社会」^{ゲゼルシャフト}の要素に根ざしながら、他方では生活世界から独立した諸システムとも関わっており、このような法のメディアを通じて、日常のシンプルなコミュニケーション行為に基づく秩序形成が、巨大で複雑な社会と接点を持つことが可能となっている。

しかしながら、よく見るとこの複雑な社会の中では、規範的な拘束から解放された、様々な利益団体が圧倒的な社会的権力をふるって、法の持つ正統性を自らの事実上の強さを覆い隠すために利用し⁴⁹、法の正統性が脅かされている。そして、民主的な立法過程からは自律的になった社会的権力は、それに対処する行政機構をも自律的なものとなる傾向を強化し、さらに今度は、両者が密接な関係を持つようになり、民主的な立法過程を抑制してゆく⁵⁰。

したがって、全体社会の統合をめぐる二つの局面が存在している。一方で、「妥当」の局面としては、法の正統性は、当事者たちによる手続に依拠している。他方、「事実性」の側面としては、様々な利益団体の思惑による「社会的権力」や、当事者による民主的な手続きとは無関係に、自己プログラム化されたシステムによる立法過程を通じた「行政権力」といったものが存在する中で、不当な権力関係が、法の正統性へと浸食している。このようにして、相互に相容れない両者の局面は緊張関係に曝されている。これが、「事実性」と「妥当」の「外的緊張」である。

事実性と妥当の外的緊張の帰結するところは、かの『コミュニケーション的行為の理論』全体のいわば結論と同様のロジックをその根底においては共有している。すなわち、「システムによる生活世界の植民地化」の経験、または、過度に進展した目的合理性の進展は、逆説的ながらも、別の合理性(としての、コミュニケーション理性)の存在がいっそう際だってくる機会となるというのがかつてのロジックである。

「独立した部分システムの命令が生活世界の内部にまで侵入し、貨幣化と官僚制化の方法によって、コミュニケーション行為を形式的に組織された行為領域へ同化させるべく圧力をかけている。しかしこのことは、了解という行為調整のメカニズムが機能的に不可欠なところにおいても起こっている。こうした挑発的な脅威、生活世界のシンボリック構造全体に疑問を投げかけるような挑発がなされていればこそ、逆にそのことは、なぜ今日われわれが、この生活世界のシンボリック構造を、理解できるようになったのかという事情を説明し得るであろう」⁵¹。

このロジックは、事実性と妥当の外的緊張というコンテクストにおいては、次のように捉え直されている。すなわち、当事者による民主的な手続とは無関係に決定される政策決定、そし

て巨大組織による社会的権力によって引き起こされる機能システム上の問題が、全体社会の統合をも危機にさらす状態にいたるときにこそ、私たちがもともと依拠していた社会統合の様式をハッキリと特定できるではないか、と。

第4節 公共圏と協議的民主制

『コミュニケーション的行為の理論』(1981年)を執筆した頃のハーバーマスは、目的合理性と区別されたコミュニケーション合理性を再構成し、我々に提示することに尽力してきた。その際、それぞれの合理性を「実体的」な領域に限定して記述する傾向がかなり強かった。そのような前提の上で、ハーバーマスは「コミュニケーション的合理性」の潜在力の担い手として、いわゆる「新しい社会運動」に注目し、経済システムと並んで目的合理的に実体化された国家、または政治システムを「包囲する」ことによって、生活世界への介入を阻止することに積極的に意義を見だしてきた(「包囲モデル」³²⁾)。しかし、これでは政治システムが単に目的合理的システムの実体でしかなく、それを「包囲」という、新しい社会運動をはじめとする市民の力がどのようなメカニズムで現実の政策に反映されるのかは明らかになっていなかった。

けれども、今や政治システムは、立法や司法の働きを中心に、法を通じた権利の実現をも担い、また全体社会の統合を担っているものとしても把握されるようになる。そのような前提の上で、ハーバーマスは「協議的民主制」のモデルを提示する。このモデルは、再構成によって検討された手続化された理性が、「どこかにある理想」のような存在ではなく、どのように実現されているのか、その痕跡を明らかにするモデルである。したがって、これもまた、我々がこれまで知らなかった、何か新しい、現代社会の諸問題の解決策といったようなものを提示する、という性質のものではない。

すなわち協議的民主制の理解によれば、立法過程は、①制度的および、②非制度的な「二路線のモデル」によって説明される³³⁾。

①立法府・裁判所・行政府をはじめとする政治システムという「制度」が「中心」にあり、②「非制度」的な市民社会による立法府を中心とした政治システムへの働きかけが、「周辺」にある。ただし、同じ「周辺」には、利益団体、企業協会なども存在する³⁴⁾。

そして、社会の「通常な」事態にあっては、「中心」領域が主導の形で、裁判所は判決を下し、国会が法案や財政案を通過させる、というようにして決まり切った状態で稼働されている。もっとも、司法機構とともに、規範的な問題を扱う国会は成果志向的、すなわち目的合理的に稼働しがちな行政を統御するものの、時間的なプレッシャー等のために社会の根底にある諸問題を関知し得ないし、パターン化された作業のため全く把握されなかったり、把握されても不十分であったりする。

けれども、「非常な」事態においては、この流れが変わり、この過程にこそ、手続化された理性、または規範的な期待の痕跡を特定できる、とハーバーマスは考える。

すなわち、ハーバーマスによれば、システムによる問題は、「中心」ではなく「周辺」の「私的」な領域でこそ関知されてきた。彼によれば、原子力発電、軍拡競争、科学実験による

危険、酸性雨、フェミニズムが取り上げる事柄、移民、といった問題⁵⁵は、生活世界における一人ひとりの人間の危機としてのみ問題として関知されてきた。苦しみを体験する参加者のみが「危機」を「危機」として認知することが可能である。観察者のパースペクティブからのみ把握されるシステム論では、このような問題は「危機」の問題としては把握されえない。

システム統御の失敗に由来する危機は、かけがえのない個人のライフヒストリー上に起こった、「私的」な問題として認知されるのである⁵⁶。そして、そのような「ライフヒストリー上の経験のエコー」⁵⁷は、実際には他者にも共有されている「生活世界」の問題でもあり、知識人、それらの問題に関連する市民、自称「提唱者」たちによって公共圏に持ち込まれてきた。そして、ハーバーマスは、「これらのほとんどの問題は、国家、巨大な組織または、社会的機能システムの代表者によって〔公共圏に社会問題として〕最初にひろめられたことはない」⁵⁸という。

ここで「公共圏」というのは、端的に言えば「意見」の「ネットワーク」という意味である⁵⁹。それは、特定の制度や組織とも把握されておらず、また実体的な場所としても把握されていない⁶⁰。そのようなネットワークとしての公共圏は、抑圧や不平等に満ちており、社会的権力に曝されており⁶¹、扇動されやすいものである。

そこで、ハーバーマスが注目するのが、「市民社会（Zivilgesellschaft）」が——特に1989年の東欧改革以後——今日、再発見されてきていることである⁶²。その中核にあるのは、非国家的、非経済的なアソシエーションであり、教会、市民フォーラム、社会運動などといった、自発的なものである⁶³。

当初は「私的」な問題として認識された問題が、「公的」な問題として政治システムとしての制度による解決が可能になるように影響を与えられるかどうかは、上のような市民が「公共圏」の中でどのように活躍するのかにかかっている。

ここで、ハーバーマスは「公共圏」を一種のドラマのようなものにたとえている。経済システムに由来するスポンサーの付いたアクターもいれば、既存の政治団体がバックについたアクターや、ジャーナリストというアクターもいる⁶⁴。こうした中で、市民社会のアクターたちが観客を集めることができるかどうかは、彼らの力量に依存している。すなわち、団結し、関連する問題を定式化し、それを公共圏で宣伝して行かなければならない⁶⁵。また、それを支えるような政治的文化も生活世界に根付いていなければならない⁶⁶。言い換えれば、観客の側にもそのようなアクターを支えるような文化があるかどうかにも依存している。そしてそれは、自分たちの直接的な利害関心に関わらない運動であっても、自己実現や自己表現のスタイルが、観客の支持を集める運動につながるような政治的文化の成熟度に依存している。

そもそも私的な事柄が公的・政治的なものと関わってゆくという考え方そのものは新しいものではない。純粹な自己利害への深い認識が社会的な運動へ動機づけるという理解だけでは一面的であり、それだけならば予定調和的すぎるものである。それだけではなく、自らを「アクター」のように表象したりすることを通じた自己実現や自己表出といった「私的」なものが、公的・政治的な形態をとって社会化の過程で欲求されるような「政治的文化」が生活世界に根付いていることの重要性もここで指摘されているのである。

そして、このように結集した市民の「意見」が、立法府をはじめとする国家に、投票行動や世論という形で「影響」を与えている⁶⁷。つまり、正統な法というものは、市民全員が参加して、そして、合意が得られるものでなければならないが、複雑な現代社会においては、法の制定における全面的な参加は不可能となっている、とハーバーマスは考えている。したがって、より多くの人々が市民社会に参入し、自分の意見を出し、観客の合意を集めるよう努力するようにすれば、それは、匿名的な「主体なきコミュニケーション」の一つの意見として、一世論や選挙という形で一国家に影響を与えることができる⁶⁸。確かにそこでは、「競技場にいる選手は、その影響力を、観客に負っている」⁶⁹という原則が働いており、説得力のある議論を展開できれば、影響力が強くなり、一種の多数決原則が働いていると理解できる。そして、そのようにして影響力を保持しえた意見が立法を方向づけることができるのなら、法治国家には統治者というものが存在しないということも可能だという⁷⁰。

そこに国家制度がそれを汲み上げるような、開かれた仕組みを保持していれば、「コミュニケーション的な権力」⁷¹が発生しており、それに国会や裁判所といった制度的な協議を通過し（「水門モデル」⁷²）、法として制定されるならば、「行政権力」として執行されうる。

そして、事実性と妥当の外的緊張関係の克服をめざした動きが最も顕著に見られるのは、「市民的不服従の行動」においてである⁷³。

すなわち——いわば事実性の局面として——政策決定が、法的には根拠ある決定であっても、アクターたちが——いわば妥当の局面として——憲法では約束されているはずの基本的権利——参加者のパースペクティブからすれば、法の正統性の根源——に反しているのだと考えたときには、このような行動をとることもできる⁷⁴。

この「暴力なしに象徴的に法を違反すること」に見られる重要性は、「憲法」の理念には保障されているはずの基本権というものが、未完のプロジェクトであり、まだ実現されていない現実を力強くアピールしていることにある⁷⁵。その名宛人は、一方で政府役人や国会議員、他方で市民であり、このことによって政治的意志決定と公共圏のコミュニケーション的な過程とを結びつける意義がそこにはある。そして、ハーバーマスによれば、あらゆる憲法が継続可能なのは、あらゆる法のレベルで基本権が実現されるよう更新され続けるかどうかにかかっている⁷⁶。

終わりに

「……そのような再構成によって、雑然とした立憲主義的国家体制の現実という実践を判断することができるための批判的な基準を得ることができるであろう」⁷⁷。

本論の冒頭の問いに戻ろう。これまで見てきたような、ハーバーマスの理論の核心にあるとも言える再構成というものが、すでに私たちが依拠している手続化された理性にある基準を——あくまで仮説的なものではあるが——明らかにするものであり、学説としては新しい視点を提示するものであっても、何か新しい道徳の原則や、社会問題の新しい解決策を提示するものではない。

けれども、私たちが、何らかの道徳や法が単に社会的に通用しているものでしかなく、合意

できるものではないと考え、それらの道徳や法の中に見いだした不当な要素の変更を、市民的不服従のような形を取らなくても、広く社会に話し合いを通じて求めるとき、私たちはすでに何らかの判断の基準を活用している。しかも、求められた相手もまた同じような判断の基準を活用しうる能力があると分かっているからこそ、私たちは話し合いを通じた変更によって、新しい道徳や社会問題の解決を求めている。その際に、私たちは何を活用しているのだろうか。それは、すでに多くの立憲国家の前提となっている枠組み、すなわち法や道徳が規範的に妥当なものかどうかということは、関係する当事者すべてという審級以外では、判断できない、という手続化された理性の持つ基準である。

その理念的な前提とは違い、現実の法や道徳で、このような基準を完全に満たすものは存在しない。しかしながら、社会の周辺にいても、歴史的な一時点で、「いいえ」と言うことができる、より多くの人に受け入れられるような規範的妥当の要求の声を上げるとき、私たちは特定のルートを通じて、理想化された理性の持つ基準を活用している。そして、本論で見てきたハーバーマスが試みる再構成という方法は、それを明らかにし、それが痕跡ながらもどのようなルートを通じて実現されているかを明らかにしようとするためのものである。

理性の持つ基準と、それを実現するためのルートを仮説的ながらも自覚化してゆく再構成のこの作業は、私たち自身の社会の問題状況を批判的に見つめ直し、また、補強すべき手段を特定化してゆくための参考材料を提供するものになるであろう。

註

ハーバーマスの著作は注釈の中で、以下の略称で表記されている。なお、邦訳のあるものに関して、訳文は必ずしも邦訳のものとは限らない。

[EA] *Die Einbeziehung des Anderen*, Suhrkamp, 1996.

[EzD] *Erläuterungen zur Diskursethik*, Suhrkamp, 1992.

[FG] *Faktizität und Geltung*, Suhrkamp, 1994. (初版は、1992年)。

[LS] *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, Suhrkamp 1973.

細谷貞雄他訳『晩期資本主義における正統化の諸問題』、岩波書店、1979年。

[MkH] *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*. Suhrkamp 1983. 三島憲一他訳『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店、1991年。

[NBR] *Die Normalität einer Berliner Republik*, Suhrkamp. 1995.

[PDM] *Der Philosophische Diskurs der Moderne*, Suhrkamp, 1985. 三島憲一他訳『近代の哲学的ディスクルス』岩波書店、1990年。

[TkH] *Theorie des kommunikativen Handelns*, Bd.1-2. Suhrkamp, 1981. 河上倫逸他訳『コミュニケーション的行為の理論』(上)、(中)、(下)、未来社、1985年、1986年、1987年。

[TuP] *Theorie und Praxis*, Neuausgabe, Suhrkamp, 1971. 細谷貞雄訳『理論と実践』、未来社、1981年。

1. 坂部恵、伊古田理 訳『実践理性批判』、カント全集7、岩波書店、2000年、131頁。
2. ハーバーマスは当初は「再構成 (Rekonstruktion)」という表記よりは、「追構成 (Nachkonstruktion)」という表記を主に用いていたが、近年は当初の内容も含めて「再構成 (Rekonstruktion)」という表記を主に使うようになる。以下、本論では「再構成」と表記する。FG の S. 378 の注37とその本文を参照。その他、EA, S. 353. も参照。
3. TuP, S. 29.、邦訳595頁。

4. Mkh, S. 40.、邦訳54頁。
5. Mkh, S. 144.、邦訳211頁。
6. Mkh, S. 107.、邦訳155頁。
7. FG, 36f.
8. FG, S.37.
9. PDM., S. 376.、邦訳561頁。
10. FG, S. 29.
11. FG, S. 35-37.
12. FG, S. 25ff.
13. FG, D. 37.
14. EzD の序文を参照。
15. PDM, S. 347f.、邦訳525-526頁。
16. 『法制化とコミュニケーション的行為』、未来社、1987年、43頁。中略は引用者による。Vgl. EzD, S. 30.
17. Vgl. Mkh, S. 133.、邦訳193頁。
18. Mkh, S. 76.、邦訳109頁。
19. Mkh, S. 127.、邦訳185頁。
20. 強調は、ハーバーマス本人による。EA. S. 60.
21. FG, S. 140. 強調は、ハーバーマス本人による。
22. FG, S. 138.
23. Mkh, S. 104.、邦訳150頁。
24. FG, S. 162.
25. FG, S. 155ff.
26. FG, S. 141.
27. FG, S. 202ff. 元来は、実践理性の三つの使用様式として導入されたものである。なお、“pragmatisch” は、言語行為の再構成にかかわるときには「語用論的」と一般的に訳すが、この場合には目的合理性が念頭におかれているため、「実用的」と訳した。EzD, S. 100-118.
28. FG, Nachwort, S. 667, amn.3.
29. FG, 146.
30. 例えば、中岡成文『ハーバーマスーコミュニケーション行為』、講談社、1996年、231頁。なお動物および植物との道徳問題に関して、ハーバーマスは動物は人間とは、非言語的であるが擬似的に相互行為が可能であり、疑似道徳的な関係を認めつつも、結論的には「植物や、あらゆる種族の保存への人間の責任は、相互行為的な義務から、したがって、道徳的には正当化できない」とし、倫理的な根拠または美的な根拠からは、動植物を保護する根拠が見いだせるとしている (EzD, 225f.)。
31. FG, 140.
32. FG, S. 17. 傍点および [] 内は引用者。
33. Mkh, S. 114.、邦訳166頁。[] 内は、引用者。
34. Vgl. FG, S. 18.
35. FG, S. 18.
36. 法の事実性と妥当の内的緊張については、紙面の都合上論じることができなかった。これについては別の機会に論じたい。
37. FG, S. 89.
38. FG, S. 351.
39. 本論文の最後の引用にある「基準」はこのような文脈を念頭において書かれたものである。
40. FG, S. 349.
41. FG, S. 38.

42. これらの点については、次の論文で検討した。拙稿「『反省』という学習」、上杉孝實・前平泰志編著『生涯学習と計画』、松籟社、1999年。
43. FG, S. 39.
44. FG, S. 42.
45. TkH, Bd. 2, S. 273.、邦訳下巻105頁。
46. TkH, Bd. 2, S. 273.、邦訳下巻106頁。
47. FG, S. 60.
48. 最も明確に定義しているのは、LS, S. 14. 邦訳7-8頁。
49. FG, S. 59.
50. FG, S. 399f.
51. TkH, Bd. 2, S. 593.、邦訳下巻429頁。
52. NBR, S. 139. Vgl. TkH, S. 509f.、邦訳下巻346頁。
53. FG, S. 382.
54. FG, S. 429f.
55. FG, S. 460f.
56. FG, S. 441.
57. Ebd.
58. FG, S. 461. 強調はハーバーマスによる。
59. FG, S. 436.
60. FG, S. 435.
61. FG, S. 373f.
62. FG, S. 443.
63. FG, S. 443.
64. FG, S. 454.
65. FG, S. 461f.
66. FG, S. 434.
67. FG, S. 439.
68. FG, S. 170.
69. FG, S. 453, S. 461f.
70. FG, S. 170.
71. FG, S. 182ff.
72. FG, S. 431.
73. FG, S. 464.
74. FG, S. 462ff.
75. FG, S. 464.
76. FG, S. 163. FG, S. 464.
77. FG, S. 20.

(付記) なお、筆者は学習論との関係でハーバーマスの「再構成」について論じたことがあり、本論にはその一部を使用している(拙稿「脱慣習的段階における学習」、『日本社会教育学会紀要』、No. 36、2000年)。